

地域医療支援病院の名称承認申請について

開設者名	日野市	開設者所在地	東京都日野市神明1-12-1
病院名	日野市立病院	病院所在地	東京都日野市多摩平4-3-1
診療科目	内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科		
指定等	日本医療機能評価機構認定病院(機能種別版評価項目3rdG:Ver2.0 一般病院2)、臨床研修病院、災害拠点病院、保険医療機関、DPC対象病院、救急告示病院、児童福祉施設(第一種助産施設)、東京都指定二次救急医療機関、東京都休日(耳鼻いんこう科)診療事業入院施設、東京都感染症診療協力医療機関、東京都地域救急医療センター(東京ルール)、周産期連携病院、東京都医師会母体保護法指定医師研修指定医療機関		
病床数	300床(一般床)		
申請概要	<p>(申請に当たっての考え方)</p> <p>【地域医療支援病院の名称承認申請について】</p> <p>当院は人口18.7万人の日野市において唯一の中核病院として急性期300床を有しています。医師および医療機関が少ない南多摩医療圏の中で、日野市医師会と市内6病院、および近隣の回復期病院と病々連携することで、日々効率良く地域医療に貢献しております。</p> <p>地域の医療機関とは連携会議や地域医療従事者に向けた多くの講演会を開催し、病診、病々連携を高めるとともに、年4回開催する運営協議会を通じて、市内医療機関および市民に運営状況のご理解を深めてまいりました。中核病院として十分な診療体制を整えており、救急体制は内科・循環器内科、小児科、外科系、産科、救急科の5系列の当直と緊急手術や透析等のオンコール体制を敷いて24時間365日対応しております。加えて、市の特命として、地域の救急医療と小児周産期医療体制を堅持し、特に小児科の救急車応需率は100%近い成績を保っており当院の特色と考えます。</p> <p>施設・設備は地域医療支援病院として十分な内容を有しており、かかりつけ医療機関の支援のため、紹介患者のオープンベッドや高額医療機器等の共同利用を行っております。</p> <p>また、感染症医療や災害医療についても都・地域からの要請に従い、今後も安全安心に医療提供が維持できるよう尽力していきます。感染症医療については、近年の新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症に対する体制確保、感染患者等の積極的な受け入れを行って参ります。災害医療についても、災害拠点病院であることから区域内、及び近隣県等で災害が発生した場合は都の要請に従って適切な医療の提供、必要な医療救護活動を行うための基盤を整えて参ります。また、感染症対策、災害対策については日野市医師会、日野市と災害発生に備えて日頃からネットワークを構築しており、危機事象発生時の医療拠点としてその役割を担っております。</p> <p>以上のことから、当院は地域医療支援病院としてふさわしい構造設備や診療体制を有し、地域への医療貢献を目指して、都から求められる新興感染症や有事の災害等に対しても率先して取り組む所存ですので、地域医療支援病院の名称の承認を申請するものです。</p>		

事項

① 紹介患者に対し医療を提供する体制が整備されていること

次のいずれかに該当 紹介率80%以上 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

② 共同利用のための体制が整備されていること

共同利用に関わる規定 利用医師等登録制度(開設者と直接関係のない医療機関が5割以上) 共同利用のための専用病床

③ 救急医療を提供する能力を有すること

24時間重症救急患者の受入に対応できる体制(医師等医療従事者、施設使用) 重症救急患者のために優先的又は専用で使用できる病床
次のいずれかに該当 救急自動車により搬送された患者数が1,000以上 救急自動車により搬送された患者数が二次医療圏人口の0.2%以上

④ 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修行わせる能力を有すること

研修プログラム 研修全体の教育責任者及び研修委員会 施設、設備 年間12回以上主催(前年度)

⑤ 医療法に規定する施設を有し、構造設備が要件に適合すること

集中治療室 化学、細菌及び病理の検査施設 病理解剖室 研究室 講義室 図書室
 救急用又は患者輸送用自動車 医薬品情報管理室

⑥ 諸記録を備えておくこと、体系的に管理すること、閲覧させること

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の備え 諸記録の管理責任者及び担当者を定め、分類した管理
 諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧場所を定め、見やすいよう掲示

⑦ 地域医療支援病院が設置すべき委員会を設置すること

委員構成(医師会、行政機関、学識経験者等) 定期的な開催(4半期に1回程度)(前年度)

⑧ 病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること

患者相談窓口及び担当者の設置

⑨ 居宅等における医療の提供の推進に関する支援を実施すること

居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連携の緊密化のための支援 医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供

⑩ 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において感染症医療の提供を行うこと

平時から感染拡大時を想定した対応方針等の整備 感染拡大時には感染症指定医療機関等と連携し、患者の重症度に応じた積極的な受入や自院の特性を活かした医療を提供

(参考) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関

⑪ 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること

平時からBCPを策定し、研修及び訓練の実施や必要な備蓄を行う等体制を整備 災害発生時には区市町村等と連携を図り、傷病者を受け入れる

(参考) 東京都災害拠点病院 東京都災害拠点連携病院